KATCH ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

第1条 (規約の適用) 株式会社キャッチネットワーク(以下「当社」といいます)は、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」といいます)が「IP通信網サービス契約約款」(以下「ドコモ光約款」といいます)に基づき提供するIP通信網サービス(以下「ドコモ光」といいます)で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」(以下「本サービス」といいます)を提供するために「KATCH ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」(以下「本規約」といいます)を定めます。

2キャッチインターネットサービス契約約款(以下「KATCH 約款」といいます)は、本サービスの性質に反しない限り、本規約について、準用します。本サービスの契約者は、準用される KATCH 約款を承諾したものとします。KATCH 約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。

3 KATCH 約款に定めるインターネットサービスの契約者が、KATCH インターネットサービス契約に代えてドコモ光契約(タイプC)を締結(以下「転用」といいます)した場合、KATCH 約款およびキャッチ放送サービス約款(以下「KATCH 放送約款」といいます)に定める割引は停止します。また、転用したサービスの各種キャンペーン割引は停止します。ただし、以下の割引が適用されます。

- (1) KATCH 放送約款に定めるデジタル放送サービスとドコモ光契約(タイプC)を同時に利用した場合、1,000円(税込1,100円)/月額を割引ます。ただし、KATCH約款に定めるインターネットサービスおよび KATCH 放送約款に定めるデジタル放送サービスの利用が転用した日の属する暦月の前月にない場合およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。
- (2) KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとドコモ光契約 (タイプC)を同時に利用した場合、300 円(税込 330 円)/月額を割引ます。ただし、 KATCH 約款に定めるインターネットサービスおよび KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用が転用した日の属する暦月の前月にない場合を除く。
- (3) 3(2)のケーブルプラス電話サービスの契約を複数締結する場合、2 契約目より 300 円 (税込 330 円)/月額を割引します。(最大で4契約目までとします)ただし、KATCH約款に定めるインターネットサービスおよび KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用が転用した日の属する暦月の前月にない場合を除く。
- (4)KATCH 放送約款に定める地デジ・BS パススルーサービス、KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスおよびドコモ光を同時に利用した場合、1,300円(税込 1,430円)/月額を割引ます。ただし、KATCH 約款に定めるインターネットサービス、KATCH 放送約款に定める地デジ・BS パススルーサービスおよび KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用が転用した日の属する暦月の前月にない場合およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。また、3(2)との併用はできません。

当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。なお、転用した

サービスに伴う違約金は発生いたしません。

4 KATCH 約款に定めるインターネットサービスの未契約者が、ドコモ光契約(タイプC)を締結(以下「新規」といいます)した場合、KATCH約款およびKATCH放送約款に定める割引は停止します。 ただし、以下の割引が適用されます。

- (1) KATCH 放送約款に定めるデジタル放送サービスとドコモ光契約(タイプC)を同時に利用した場合、1,000円(税込 1,100円)/月額を割引きます。ただし、KATCH 放送約款に定めるデジタル放送サービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月にない場合、ドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月 1日の場合を除く)およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。
- (2) KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとドコモ光契約 (タイプC)を同時に利用した場合、300円(税込330円)/月額を割引ます。ただし、KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月にない場合およびドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)を除く。
- (3) 4(2)のケーブルプラス電話サービスの契約を複数締結する場合、2 契約目より 300 円 (税込 330 円)/月額を割引します。(最大で4契約目までとします)ただし、KDDI株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月にない場合およびドコモ光契約を開始した日の属する暦月 (ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)を除く。
- (4)KATCH 放送約款に定める地デジ・BS パススルーサービス、KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスおよびドコモ光を同時に利用した場合、1,300円(税込1,430円)/月額を割引ます。ただし、KATCH 放送約款に定める地デジ・BS パススルーサービスおよび KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの利用がドコモ光契約を開始した日の属する暦月の前月にない場合、ドコモ光契約を開始した日の属する暦月(ただし、ドコモ光契約を開始した日が暦月1日の場合を除く)およびドコモ光のサービスタイプが第3条2(2)の場合を除く。

また、4(2)との併用はできません。

当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。なお、転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。

5 前 3 項の規定に係らず、本サービスの契約者は KATCH 約款第 11 条に定める最低利用期間を 準用しないこととします。

6 本条第3(1)と本条第3(2)ともに該当する場合、本条第3(1)と本条第3(2)の割引がそれぞれ適用されます。また、本条第4(1)と本条第4(2)ともに該当する場合、本条第4(1)と本条第4(2)の割引がそれぞれ適用されます

第2条(契約の単位) 当社はドコモ光1利用契約に対し、1の本サービス契約を締結します。

第3条(サービスの内容)本サービスはベストエフォートサービスです。

- 2 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。
 - (1)ドコモ光戸建てタイプC
 - (2)ドコモ光マンションタイプC

第4条 (契約申込みの方法) 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提示を求めることがあります。

第5条(契約申込みの承諾)本サービスの契約申込みにあたり、NTTドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。

- 2 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。
- 3 当社は、申込者が以下の各号に該当する場合、契約申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能 暴力集団等の反社会的勢力に属すると判明したとき。
 - (2)その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

第6条(契約内容の変更) 本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、第3条第2項も変更します。

第7条(契約者が行う契約の解除)契約者が本サービス契約の解除を希望する場合には、NTTドコモが定める方法により、契約者からNTTドコモへ届け出るものとします。

第8条(当社が行う契約の利用停止および解除)契約者が本規約を含む、KATCH約款に違反した場合、当社は本サービス契約を停止または解除することがあります。

2 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がドコモへ通知することに同意するものとします。

第9条(契約解除に係る責任)本規約第7条、第8条の本サービスの契約解除に伴い発生する 本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。 第10条(契約者情報の取り扱い)契約者は本サービス提供を目的として、当社とNTTドコモとの間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することをあらかじめ同意します。

- (1) 本サービスおよびドコモ光の申込み手続きの処理状況
- (2) 本サービスおよびドコモ光の利用契約の変更にかかる事実
- (3) 本サービスの利用契約内容
- (4) 契約者からの問合せ内容
- (5) 契約者の利用料金等支払状況

第11条(譲渡の禁止)本サービス契約の譲渡はできません。

第12条 (利用料金) 本サービスの料金に係る債権はNTTドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光のご利用料金としてドコモ光約款の定めに基づきNTTドコモより請求いたします。

- 2前項の規定にかかわらず、本サービスの付加機能の料金については、当社より請求いたします。
- 3 前項の規定により、当社が請求した付加機能の料金について、契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は本サービス契約を解除いたします。
- 4 NTTドコモは、本条第1項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、 債権回収業者等のドコモが指定する事業者に再譲渡することができるものとし、契約者はこれに同 意するものとします。
- 5 契約者の責めに帰すべからざる事由により、契約者が本サービスまたはドコモ回線を全く利用できない状態が 24 時間以上継続して生じた場合、契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本コースまたはドコモ光回線を全く利用できなかった時間(24 の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、ドコモがこれを返還するものとします。また、弊社は、本サービスまたはドコモ光回線を利用できなかったことに起因する契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

第13条 (サービスの変更・廃止) 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法(ホームページ上の掲示を含みます。)によって契約者に通知することにより、本規約、本サービスの内容の変更または廃止することができるものとします。なお、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項による本規約および本サービスの内容を変更または廃止について、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

第14条(契約者名義が異なる場合の取り扱い)本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名 義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約の申し込みを、当社およびドコモがそ れぞれ認める場合、会員は ISP 料金にかかる債務を当該ドコモ光の契約者がドコモ約款の定めに 従い引き受けることについて同意するものとします。

2 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第12条5項に基づく 本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、NTTドコモはドコモ光の契約者名 義に対してのみこれをするものとします。

3契約者は、前2項について、予め異議なく同意するものとします。

第15条 (利用停止) 契約者は、本規約第8条第1項に基づき、本サービス契約が利用停止された場合におけるその利用停止の事実を、当社がNTTドコモへ通知することに同意するものとします。

附則

本規約は2018年6月1日より実施します。

附則

本規約は2019年10月1日より実施します。

附則

本規約は2020年11月1日より実施します。